

環 境 委 員 会 資 料

令 和 7 年 2 月 1 0 日

【議案第 9 号】

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（改正概要）

参考資料 1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

環 境 局

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（改正概要）

1 改正理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである

2 改正内容

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第7条第3項中「法第21条第8項」を「法第21条第9項」へ改める

3 施行期日

令和7年4月1日

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 平成21年12月24日条例第52号 (地球温暖化対策等推進基本計画) 第7条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策等推進基本計画」という。）を策定するものとする。 2 地球温暖化対策等推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 計画期間 (2) 地球温暖化対策の目標 (3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項 (4) 気候変動適応を推進するために必要な施策の基本的方向に係る事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等の推進に関し必要な事項 3 市長は、法第21条第9項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策については、地球温暖化対策等推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。 4 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。 5 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。 6 市長は、地球温暖化対策等に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策等推進基本計画を変更するもの	○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 平成21年12月24日条例第52号 (地球温暖化対策等推進基本計画) 第7条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策等推進基本計画」という。）を策定するものとする。 2 地球温暖化対策等推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 計画期間 (2) 地球温暖化対策の目標 (3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項 (4) 気候変動適応を推進するために必要な施策の基本的方向に係る事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等の推進に関し必要な事項 3 市長は、法第21条第8項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策については、地球温暖化対策等推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。 4 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。 5 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。 6 市長は、地球温暖化対策等に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策等推進基本計画を変更するもの

改正後	改正前
とする。 7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策等推進基本計画を変更する場合に準用する。 8 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。	とする。 7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策等推進基本計画を変更する場合に準用する。 8 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。